

記者発表（発表・資料配付）				
月 日	担当課（室） 班 名	TEL	発表者名 （担当班長・主幹名）	その他の発表 配布先
1月10日 （木）	教 職 員 課 人事・業務改善班	078(362)9424 内線 5654	課長 吉田 克也 （主幹 大迎 規宏）	教職員課ホームページ 障害者諸団体

兵庫公立学校障がい者人材登録の募集開始について

障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率（2.4%（2021以降2.5%））達成に向けて、障害者の積極的雇用が求められています。

教育委員会では、法定雇用率達成への取組の一環として、障害者の将来的な正規採用を見据え、学校現場での経験を促すため、臨時的任用職員又は非常勤講師を任用するにあたって、兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）及び兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校障がい者人材登録（障害者人材バンク）について、下記のとおり新設します。

また、募集にあたっては教職員課ホームページに掲載する他、兵庫県の障害者諸団体等へ広く周知します。

記

ページ

- 1 兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項…………… 1
- 2 兵庫県立学校障がい者人材登録申込書…………… 5
- 3 兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項（ふりがな付）… 7
- 4 兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校障がい者人材登録募集要項…………… 14
- 5 兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校障がい者人材登録申込書…………… 19
- 6 兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校障がい者人材登録募集要項（ふりがな付） …… 21

兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項

兵庫県教育委員会

1 募集職種

職種	職務内容	必要な免許
講師等（臨時講師・非常勤講師）	臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭等に準ずる職務に従事します。 非常勤講師は、週あたり決まった時間割に応じて勤務します。	教員免許
事務職員	県立学校で行う一般事務に従事します。	
栄養士	県立特別支援学校で行う児童給食等の専門的業務に従事します。	栄養士
校務員	県立学校で行う校舎内外の清掃等環境整備の諸作業を行います。	
実習員	職業学科を設置する県立学校で行う実習の補助作業を行います。	
調理員	県立特別支援学校等の寄宿舎又は給食施設で行う調理業務及び炊事・配膳等の作業を行います。	調理師

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許（有効期限内）を取得していることが必要です。

2 資格

以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方が登録できます。

①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の少なくともいずれかを
持っている方

※障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方を含みます。

②免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する方

※教員免許については有効期間中のものに限りします。

③地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方

（参考）地方公務員法第 16 条

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- ④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の以下の各号のいずれにも該当しない方

(参考) 学校教育法第9条

- ・成年被後見人または被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校担当）へ、持参または郵送してください。

4 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用予定校

兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、登録申込書を提出してください。

8 任用期間

原則として1年以内。学校の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤嘱託員に準じます。（経歴に応じて給料月額を決定します。）

常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居手当等諸手当が支給されます。

非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

(参考:四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合)

臨時講師:204,776円 事務職員:183,103円 栄養士(短大卒):173,211円

校務員:178,514円 実習員・調理員:186,052円 ※左記以外に諸手当が支給されます。

非常勤講師:2,800円(50分)

※非常勤は任用形態により差異があります。

10 登録申込書の配布場所

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班(県立学校担当)(県庁3号館11階)

※ 教職員課のホームページからダウンロードができます。(両面印刷をして使用してください)

(URLをここに記入)

※ 登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望と朱書きしてください。

11 登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 (この番号を使うと住所の記載は不要です)

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班(県立学校担当)

TEL(078)341-7711 内線5656

FAX(078)362-4284

12 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず電話・FAXやハガキ等で連絡してください。
- 任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。
- 登録された方は、任用が決まり次第、別紙様式で早急にFAXまたはハガキで任用状況を報告してください。

FAX (078) 362 - 4284

兵庫県立学校 障がい者人材登録 任用報告

教職員課人事・業務改善班（県立学校担当） 行

希望職種	
------	--

名 前 _____

TEL () — _____

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用 状 況	学 校 名	任用期間	職種	任用形態	勤務時間 (非常勤)
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	

兵庫県立学校障がい者人材登録申込書

※裏面の注意事項をよく読み、太枠内を記入してください(* 欄は記入しない)

※第1希望
を赤で塗り
つぶす
↓

平成31年度		申込 年月日	平成	年	月	日			* -	
フリガナ			性別			生 年 月 日			写真貼付 ・3ヶ月以内に撮影した もの(上半身脱帽) 枠の中にはがれないようき ちんと貼付して下さい。 ・写真の裏に名前・職種を 記入して下さい。 ・大きさ3cm×4cm	
名 前						昭和 平成 年 月 日 H31.4.1現在 (歳)				
現住所			〒(-)			TEL(- -)				
その他 連絡先			〒(-)			TEL(- -)				
学 歴	学 校 名		学 部	課 程・学 科	専 攻	在学期間		区 分		
	中 学 校					年 月 ~ 年 月		卒業・中退		
	高 等 学 校					年 月 ~ 年 月		卒業・中退		
	特別支援学校					年 月 ~ 年 月		卒業・卒業見込・ 中退		
	短 大 専 門 学 校					年 月 ~ 年 月		修了・修了見込・ 中退		
大学 大学院 短大 専攻科					年 月 ~ 年 月					
取得資格・免許						特技				
教 免 許 員 状	種類、教科 (例:中高一国、高専数)		取得(見込)年月		更新講習 修了確認手続き			次回修了確認期限		
			年 月		更新済み (更新中 月更新予定) 未			年 月		
			年 月		更新済み (更新中 月更新予定) 未			年 月		
障 害 者 手 帳 等	障害名									
	障害者手帳 の種類 (該当するも の全てに○ をつけて、級 を記入する)	身体 (級)	交付 番号		交付 機 付 関		交付 年 月 日	年 月 日		
		精神 (級)	交付 番号		交付 機 付 関		交付 年 月 日	年 月 日		
		知的 ()	交付 番号		交付 機 付 関		交付 年 月 日	年 月 日		
身 体 状 況	1 健康 2 やや健康 3 不健康		必要な補装具等							
	既往症									
希 望 事 項	勤務形態 の希望	・常勤		・非常勤(一日		時間/週		日程度を希望)		
	希望の職種	第一希望		第二希望		第三希望				
	勤務希望 地域 ※	第一希望		第二希望		第三希望				
	勤務可能 時期		自動車 通勤	可 ・ 不可	通勤 時間	時間	分程度まで			
	得意な業務									
配 慮 を 求 め る 事 項	苦手な業務					パソコン: ワード ☐ できる ☐ 少しできる エクセル ☐ できる ☐ 少しできる アクセス ☐ できる ☐ 少しできる				
	配慮を求め る事項					その他 () ☐ できる ☐ 少しできる				

講師等

事務職員

栄養士

校務員

実習員

調理員

職歴 すべての職歴について年月日の新しい順に記入してください。アルバイトなど正規雇用以外の職歴については、週あたりの勤務時間数を、職名の後の〔 〕に記入して下さい。

いつから	いつまで	学校(会社)名・職名	職務内容 (営業、経理、修繕等、樹木管理など具体的に記入)
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	

本記載事項が事実であるとともに、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しないことを誓います。
任用された場合、障害者雇用状況の報告のために兵庫県教育委員会が個人情報を利用することに同意します。

年 月 日

名 前

(必ず自署してください)

教育委員会事務局や教育機関、教育委員会外郭団体などにおいて、非常勤嘱託員等の任用を希望しますか(該当するものを○で囲む)

希望する ・ 希望しない

<記入上の注意>

- 1 黒ペン又は黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。パソコンで直接入力してもかまいません。
- 2 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、交付年月日について有効期限内のものをご記入下さい。
- 3 栄養士・調理員として登録する方は、取得資格・免許の欄に、取得している資格を記入して下さい。
- 4 講師等として登録する方は、取得している教員免許状について、免許更新の状況も含めて、ご記入下さい。
- 5 使用する補装具等がある場合は、車いす、ルーペ(拡大鏡)、補聴器など具体的にお書き下さい。
- 6 「希望地域」欄 ※希望する地域を以下から選んで記入してください。

全県	神戸	阪神	丹有	東播磨	西播磨	但馬	淡路
----	----	----	----	-----	-----	----	----

それぞれの地域には、以下の市・郡が含まれます。全県は、兵庫県全域を対象とします。

神戸:神戸市

阪神:尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡

丹有:丹波市・篠山市・三田市

東播磨:明石市・加古川市・高砂市・西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・加古郡・多可郡

西播磨:姫路市・相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・神崎郡・揖保郡・赤穂郡・佐用郡

但馬:豊岡市・養父市・朝来市・美方郡

淡路:洲本市・南あわじ市・淡路市

- 7 「勤務可能時期」欄については、年度又は期間で記入してください。

例) 平成31年度、平成31年4月～12月

- 8 すべての欄に記入した後、申込書の自署欄には必ず申込者本人が自分で署名して下さい。

ひょうごけんりつがっこう けんりつこうこう けんりつとくべつしえんがっこう しょう しゃじんざいとろうくほしゅうようこう
兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項

ひょうごけんきょういくいいんかい
兵庫県教育委員会

1 募集職種

しよくしゅ 職 種	しよくむないよう 職 務 内 容	ひつよう めんきょ 必 要 な 免 許
こうしなど 講師等 (りんじ こうし 臨時 講師 ひじょうきん 非常勤 こうし 講師)	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆ 臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭 とう じゅん しよくむ じゅうじ 等に準ずる職務に従事します。 ひじょうきん こうし しゅう き 非常勤講師は、週あたり決まった じかんわり おう 時間割に応じて勤務します。	きょういんめんきょ 教員免許
じむしよくいん 事務職員	けんりつがっこう おこな いっぱんじむ じゅうじ 県立学校で行う一般事務に従事 します。	
えいようし 栄養士	けんりつ とくべつ しえん がっこう おこな じどう 県立特別支援学校で行う児童 きゅうしよくなど せんもんてきぎょうむ じゅうじ 給食等の専門的業務に従事し ます。	えいようし 栄養士
こうむいん 校務員	けんりつ がっこう おこなう こうしゃ ないがい 県立学校で行う校舎内外の せいそう など かんきょう せいび しょさぎょう 清掃等環境整備の諸作業を おこな 行います。	
じっしゅういん 実習員	しよくぎょうがつか せっち けんりつがっこう 職業学科を設置する県立学校で おこな じっしゅう ほじょさぎょう おこな 行う実習の補助作業を行います。	
ちょうりいん 調理員	けんりつ とくべつ しえん がっこう とう きしゅくしゃ 県立特別支援学校等の寄宿舍 また きゅうしよくしせつ おこな ちょうりぎょうむ 又は給食施設で行う調理業務 およ すいじ はいぜんとう さぎょう おこな 及び炊事・配膳等の作業を行います。	ちょうりし 調理師

めんきょ ひつよう しよくしゅ おうぼ がいと う めんきょ
 ※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許

ゆうこうきげんない しゅとく ひつよう
 （有効期限内）を取得していることが必要です。

2 しかく 資格

いか
以下の①～③の じょうけん こうしとう
条件（講師等は①～④の じょうけん
条件）をすべて満たす方
が とうろく
登録できます。

① しんたいしょうがいしゃてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

また しょういくてちょう すく も かた
または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

※ しょうがいしゃしよくぎょう とう こうてきはんていきかん ちてき
障害者職業センター等の公的判定機関で知的

しょう しゃ はんてい かた ふく
障がい者と判定された方を含みます。

② めんきょ ひつよう しよくしゅ とうがいしよくしゅ
免許が必要な職種については、当該職種に

ひつよう めんきょ ゆう かた
必要な免許を有する方

※ きょういんめんきょ ゆうこうきかんちゅう かぎ
教員免許については有効期間中のものに限りします。

③ ちほうこうむいんほうだい16じょう かくごう がいとう かた
地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい16じょう
（参考）地方公務員法第16条

せいねんひこうけんになん ひほさになん
・成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう けい しょ しっこう お
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその
しっこう う もの
執行を受けることがなくなるまでの者

ひょうごけん ちょうかいめんしよく しょうぶん うけ とうがいしよぶん
・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の
ひ 2ねん けいか もの
日から2年を経過しない者

にっぽんこくけんぽうしこう ひいご にほんこくけんぽう
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその
した せいりつ せいふ ぼうりよく はかい しゅちょう
下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する
せいとうそのた だんたい けっせい かにゆう もの
政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

こうしとうとうろくきぼうしゃ　くわ　がっこうきょういくほうだい9じょう
④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の
いか　かくごう　がいとう
以下の各号のいずれにも該当しない方

さんこう　がっこうきょういくほうだい9じょう
(参考) 学校教育法第9条

せいねんひこうけんにん　ひほさにん
・成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう　けい　しよ　もの
・禁錮以上の刑に処せられた者

きょういくしよくいんめんきよほうだい10じょうだい1こうだい2ごうまた　だい3ごう
・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号

がいとう　めんきよじょう　こうりよく　うしな　とうがい
に該当することにより免許状がその効力を失い、当該
しっこう　ひ　3ねん　けいか　もの
失効の日から3年を経過しない者

きょういくしよくいんめんきよほうだい11じょうだい1こう　だい3こう
・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの
きてい　めんきよじょうとりあげ　しよぶん　う　3ねん　けいか　もの
規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 とうろくてつづきおよび受付 登録手続き及び受付

とうろく　ねんかん　つう　ずいじょう　つ　しよてい　しょう　しゃ
登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者
じんざいとうろくもうしこみしよ　ひつようじこう　きにゅう　ひようごけんきょういく
人材登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育
いいんかいじむきよくきょうしよくいんかじんじ　ぎょうむかいぜんはん　けんりつがっこう
委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校
たんとう　じさん　ゆうそう
担当）へ、持参または郵送してください。

4 とうろく　ゆうこうきかん 登録の有効期間

ゆうこうきかん　とうろく　きぼう　ねんどかぎ　1ねんい　ねんど
有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を
こ　にんよう　きぼう　ばあい　さいどとうろく
越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用予定校

兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、登録申込書を提出してください。

8 任用期間

原則として1年以内。学校の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤嘱託員に準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)

じょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて ふようてあて じゅうきよ
常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居
てあてなどしょてあて しきゅう
手当等諸手当が支給されます。

ひじょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて しきゅう
非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

さんこう よんだいそつちよくごさいよう こうべしないきんむ ばあい
(参考：四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合)

りんじこうし えん じむしょくいん えん
臨時講師：204,776円 事務職員：183,103円

えいようし たんだいそつ えん こうむいん えん
栄養士(短大卒)：173,211円 校務員：178,514円

じっしゅういん ちょうりいん えん
実習員・調理員：186,052円

じょうきいがい しょてあて しきゅう
※上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし えん ぶん
非常勤講師：2,800円(50分)

ひじょうきん にんようけいたい さい
※非常勤は任用形態により差異があります。

10 とうろくもうしこみしよ はいふばしよ 登録申込書の配布場所

ひょうごけんきょういくいいんかいじむきよくきょうしよくいんか
兵庫県教育委員会事務局教職員課

じんじ ぎょうむかいぜんはん けんりつがっこうたんとう けんちょう ごうかん かい
人事・業務改善班(県立学校担当)(県庁3号館11階)

きょうしよくいんか
※教職員課のホームページからダウンロードができます。

りょうめんいんさつ しょう
(両面印刷をして使用してください)

とうろくもうしこみしよ ゆうそう と よ ばあい へんしんよう
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として

ちょう ごうふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ
長3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、

そうふ さい しょう しゃじんざいとうろくもうしこみしよ
送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」

きぼう しゅが
希望と朱書きしてください。

11 ^{とうろくもうしこみしよ ていしゅつさきおよ と あ さき}
登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 (この番号を使うと住所の記載は
ふよう
不要です)

ひょうごけん きょういく いいんかい じむきょく きょうしゅくいんか じんじ
兵庫県教育委員会事務局教職員課人事
ぎょうむかいぜんはん けんりつがっこうたんとう
業務改善班(県立学校担当)

TEL (078) 341-7711 ^{ないせん} 内線 5656

FAX (078) 362-4284

12 ^た
その他

○ ^{とうろく}登録内容に^{へんこう}変更が生じた場合は、^{かなら}必ず^{でんわ}電話・FAXや
^{など れんらく}ハガキ等で連絡してください。

○ ^{にんよう}任用には^{かぎ}限りがありますので、^{とうろく}登録しても^{にんよう}任用できない場合が
あります。

○ ^{とうろく}登録された方は、^{かた}任用が決まり次第、^{にんよう}別紙様式で^{しだい}早急に^{べっしやうしき}FAX
または^{にんようじやうきやう}ハガキで^{ほうこく}任用状況を報告してください。

FAX (078) 362 - 4284

ひょうごけんりつがっこう しょう しゃじんざいとうろく にんようほうこく
兵庫県立学校 障がい者人材登録 任用報告

教職員課人事・業務改善班（県立学校担当） 行

希望職種	
------	--

名 前 _____

TEL () — _____

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用 状 況	がっ こう めい 学 校 名	にんようきかん 任用期間	しよくしゅ 職 種	にんようけいたい 任用形態	勤務時間 (非常勤)
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	

兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校 障がい者人材登録募集要項

兵庫県教育委員会

1 募集職種

職種	職務内容	必要免許
講師等（臨時講師・非常勤講師）	臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務に従事します。 非常勤講師は、週あたりで決まった時間割に応じて勤務します。	教員免許
臨時事務職員	市町立学校で行う一般事務に従事します。	

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許（有効期限内）を取得していることが必要です。

2 資格

以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方が登録できます。

- ① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方を含みます。

- ② 免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する方

※ 教員免許については有効期間中のものに限りします。

- ③ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方

（参考）地方公務員法第 16 条

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- ④ 講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第 9 条の以下の各号のいずれにも該当しない方

（参考）学校教育法第 9 条

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- ・ 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者

3 登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材登録申込書」に必要事項を記入し、関係教育事務所へ持参または郵送してください。

4 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（１年以内）です。年度を越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、該当担当者からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用場所

市町立の小・中・特別支援学校・定時制高校

7 任用時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※ 参考：任用が多い時期は４月当初です。例えば、平成３１年４月から任用を希望される方は、平成３１年１月下旬までに、登録申込書を提出してください。

8 任用期間

原則として１年以内。任用場所の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤嘱託員に準じます。（経歴に応じて給料月額を決定します。）

常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居手当等諸手当が支給されます。

非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

講師等

臨時講師

○ 報酬月額

〈教育職〉

・ 大学卒 204,776円 (1級21号給)

・ 短大卒 185,016円 (1級13号給)

※ 上記以外に諸手当が支給されます。

非常勤講師

○ 報酬月額

1 週間あたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。

1 週間あたりの勤務時間	報酬額 (円)
2 9 時間	2 4 2, 5 0 0
2 3 時間 1 5 分	1 9 4, 0 0 0
1 5 時間 3 0 分	1 2 9, 5 0 0
1 1 時間 4 0 分	9 7, 0 0 0

なお、月の途中で任用された場合、離職した場合又は死亡した場合については日割りにより計算した額となります。

また、年次休暇及び特別休暇（有給のものに限る）以外の事由により、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、その勤務しない時間 1 時間について、勤務時間 1 時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給します。

$$1 \text{ 時間当たりの報酬額} = \frac{\text{報酬月額} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間当たりの勤務時間}} \quad (1 \text{ 円未満端数切り上げ})$$

※ 上記以外に通勤手当が支給されます。

臨時事務職員

○ 報酬月額

〈行政職〉

- ・ 大学卒 1 6 8, 6 0 0 円 (2 級 2 1 号給)
- ・ 短大卒 1 5 6, 8 0 0 円 (2 級 1 3 号給)
- ・ 高校卒 1 4 7, 1 0 0 円 (2 級 5 号給)

※ 上記以外に諸手当が支給されます。

※ 給料月額は、任用前の職歴により加算される場合があります。

※ 非常勤は任用形態により差異があります。

10 登録申込書の配付場所

関係教育事務所の総務課

- ・ 登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長 3 号封筒に返送先を明記のうえ、8 2 円切手を貼付し、関係教育事務所あて送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望と朱書きしてください。
- ・ 教職員課のホームページからもダウンロードができます。(両面印刷をして使用してください)

(URL をここに記入)

11 登録申込書の配付場所、提出先及び問い合わせ先

各教育事務所

- ☐ 阪神教育事務所 総務課 教職員担当
〈所在地〉〒662-0854 兵庫県西宮市櫛塚町2-2 8
兵庫県西宮庁舎3階
〈電話〉0798-39-6154
- ☐ 播磨東教育事務所 総務課 教職員担当
〈所在地〉〒675-8566 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木9 7-1
加古川総合庁舎9階
〈電話〉079-421-9413
- ☐ 播磨西教育事務所 総務課 教職員担当
〈所在地〉〒670-0965 姫路市東延末三丁目12番地
姫路白鷺ビル8階
〈電話〉079-281-9123
- ☐ 但馬教育事務所 総務課
〈所在地〉〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11
〈電話〉0796-26-3773
- ☐ 丹波教育事務所 総務課
〈所在地〉〒669-2341 兵庫県篠山市郡家451-2
〈電話〉079-552-7484
- ☐ 淡路教育事務所 総務課
〈所在地〉〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号
兵庫県洲本総合庁舎（3階）
〈電話〉0799-26-3203

12 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず関係教育事務所に連絡してください。
- 任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。
- 登録された方は、任用が決まり次第、早急に別紙様式にて任用状況を関係教育事務所に報告してください。

(別紙)

兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校

障がい者人材登録 任用報告

〇〇教育事務所 総務課 行

希望職種	
------	--

名 前 _____

T E L () — _____

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用 状 況	任用場所	任用期間	職種	任用形態	勤務時間 (非常勤)
		年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	
		年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	

兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校 人材登録申込書

※裏面の注意事項をよく読み、太枠内を記入してください(* 欄は記入しない)

※第1希望
を赤で塗り
つぶす
↓

講師等

臨時事務職員

平成31年度	申込 年月日	平成	年	月	日					*	-	
フリガナ						性別	生 年 月 日				写真貼付 ・3ヶ月以内に撮影した もの(上半身脱帽) 枠の中にはがれないようきち んと貼付して下さい。 ・写真の裏に名前・職種を記 入して下さい。 ・大きさ3cm×4cm	
名 前							昭和 平成 年 月 日 H31.4.1現在 (歳)					
現住所	〒(-)					TEL(- -)						
その他 連絡先	〒(-)					TEL(- -)						
学 歴	学 校 名		学部	課程・学科	専攻	在学期間		区分				
	中 学 校					年 月 ~ 年 月		卒業・中退				
	高 等 学 校					年 月 ~ 年 月		卒業・中退				
	特別支援学校					年 月 ~ 年 月		卒業・中退				
	大学 大学院 専攻科					年 月 ~ 年 月		卒業・卒業見込・ 中退				
取得資格・免許							特技					
教 免 許 員 状	種類、教科 (例:小1、中高国1)		取得(見込)年月		更新講習 修了確認手続き				次回修了確認期限			
			年 月		・更新済み (・更新中 月更新予定) ・未				年 月			
障 害 者 手 帳 等	障害名											
	障害者手帳 の種類 (該当するも の全てに○ をつけて、級 を記入する)	・身体 (級)	交付 番号			交 機 付 関			交付 年月日	年 月 日		
		・精神 (級)	交付 番号			交 機 付 関			交付 年月日	年 月 日		
		・知的 ()	交付 番号			交 機 付 関			交付 年月日	年 月 日		
身 体 状 況	1 健康 2 やや健康 3 不健康		必要な補装具等									
	既往症											
希 望 事 項	職種	・臨時講師 ・臨時講師(養護担当) ・臨時講師(栄養担当) ・臨時学校栄養職員 ・非常勤講師 ・臨時事務職員										
	勤務形態 の希望	・常勤		・非常勤(一日		時間/週		日程度を希望)				
	校種等	第一希望	・小 ・中 ・特支 ・定高	第二希望	・小 ・中 ・特支 ・定高	第三希望	・小 ・中 ・特支 ・定高					
	市町組合 ※	第一希望		第二希望		第三希望						
	勤務可能 時期		自動車 通勤	可 ・ 不可	通 可 時 勤 勤 間	時間	分程度まで					
	得意な業務											
	苦手な業務	パソコン: ワード ☐ できる ☐ 少しできる エクセル ☐ できる ☐ 少しできる アクセス ☐ できる ☐ 少しできる その他 () ☐ できる ☐ 少しできる										
配慮を求め る事項												

※…市町組合欄については、裏面の＜記入上の注意＞の項目5に記載されている市町組合を記入してください。

職歴		すべての職歴について年月日の新しい順に記入してください。アルバイトなど正規雇用以外の職歴については、週あたりの勤務時間数を、職名の後の〔 〕に記入して下さい。	
いつから	いつまで	学校(会社)名・職名	職務内容 (営業、経理、修繕等、樹木管理など具体的に記入)
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	
年 月～	～ 年 月	〔 〕	

本記載事項が事実であるとともに、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しないことを誓います。
任用された場合、障害者雇用状況の報告のために兵庫県教育委員会が個人情報を利用することに同意します。

年 月 日 名 前

(必ず自署してください)

<記入上の注意>

- 黒ペン又は黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。パソコンで直接入力してもかまいません。
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、交付年月日について有効期限内のものをご記入下さい。
- 講師等として登録する方は、取得している教員免許状について、免許更新の状況も含めて、ご記入下さい。
- 使用する補装具等がある場合は、車いす、ルーペ(拡大鏡)、補聴器など具体的にお書き下さい。
- 希望事項の「市町組合」欄については、希望する市町組合を以下から選んでご記入下さい。
それぞれの地域には、以下の市町組合が含まれます。

阪 神：尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
播磨東：明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町
播磨西：姫路市・神河町・市川町・福崎町・相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町
播磨高原広域事務組合
但 馬：豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町
丹 波：篠山市・丹波市
淡 路：洲本市・南あわじ市・淡路市

- 「勤務可能時期」欄については、年度又は期間で記入してください。
例) 平成31年度、平成31年4月～12月
- すべての欄に記入した後、申込書の自署欄には必ず申込者本人が自分で署名して下さい。

ひょうごけんきょういくいいんかい
兵庫県教育委員会

1 ぼしゅうしょくしゅ
募集職種

しょくしゅ 職種	しょくむないよう 職務内容	ひつよう めんきょ 必要な免許
こうしなど 講師等 (りんじ こうし 臨時 講師 ひじょうきん 非常勤 こうし 講師)	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆ 臨時 講師(常勤)は、教諭、養護 教諭 とう じゅん しょくむ じゅうじ 等に 準 ずる 職務 に 従事 します。 ひじょうきん こうし しゅう き 非常勤 講師 は、 週 あたり 決まった じかんわり おう 時間割 に 応 じて勤務します。	きょういんめんきょ 教 員 免 許
じむしょくいん 事務職員	し ちょうりつ がっこう おこな いっぱん じむ 市 町 立 学 校 で 行 う 一 般 事 務 に じゅうじ 従 事 します。	

※ めんきょ ひつよう しょくしゅ おうぼ がいと う めんきょ
免 許 が 必 要 な 職 種 へ の 応 募 に は、 該 当 す る 免 許

ゆうこうきげんない しゅとく ひつよう
(有 効 期 限 内) を 取 得 し て い る こ と が 必 要 で す。

2 しかく
資格

いか じょうけん こうしとう じょうけん み かた
以下 の ①～③ の 条 件 (講 師 等 は ①～④ の 条 件) を す べ て 満 た す 方
とうろく
が 登 録 で き ま す。

① しんたいしょうがいしゃてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
身 体 障 害 者 手 帳、精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳

りょういくてちょう すく も かた
ま た は 療 育 手 帳 の 少 な く と も い ず れ か を 持 っ て い る 方

しょうがいしゃしょくぎょうせんたーとう こうてきはんていきかん ちてき
※ 障 害 者 職 業 センター 等 の 公 的 判 定 機 関 で 知 的

しょう しゃ はんてい かた ふく
障 がい 者 と 判 定 さ れ た 方 を 含 み ま す。

② めんきょ ひつよう しょくしゅ とうがいしょくしゅ
免 許 が 必 要 な 職 種 に つ い て は、 当 該 職 種 に

ひつよう めんきょ ゆう かた
必 要 な 免 許 を 有 す る 方

きょういんめんきょ ゆうこうきかんちゅう かぎ
※ 教 員 免 許 に つ い て は 有 効 期 間 中 の も の に 限 り ま す。

③ ちほうこうむいんほうだい じょう かくごう がいと う かた
地 方 公 務 員 法 第 16 条 の 各 号 の い ず れ に も 該 当 し な い 方

さんこう ちほうこうむいんほうだい じょう
(参考) 地方公務員法第16条

せいねんひこうけんにん ひほさにん
・成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう けい しょ しっこう お
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその
しっこう う もの
執行を受けることがなくなるまでの者

ひょうごけん ちょうかいめんしよく しょぶん う とうがいしょぶん
・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の
ひ ねん けいか もの
日から2年を経過しない者

にっぽんこくけんぽうしこう ひいご にほんこくけんぽう
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその
した せいりつ せいふ ぼうりよく はかい しゅちよう
下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する
せいとう た だんたい けっせい かにゆう もの
政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

こうしとうとうろくきぼうしゃ くわ がっこうきょういくほうだい じょう
④ 講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条
いか かくごう がいとう
の以下の各号のいずれにも該当しない方

さんこう がっこうきょういくほうだい じょう
(参考) 学校教育法第9条

せいねんひこうけんにん ひほさにん
・成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう けい しょ もの
・禁錮以上の刑に処せられた者

きょういくしよくいんめんきよほうだい じょうだい こうだい ごうまた だい ごう
・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号
がいとう めんきよじょう こうりよく うしない とうがい
に該当することにより免許状がその効力を失い、当該
しっこう ひ ねん けいか もの
失効の日から3年を経過しない者

きょういくしよくいんめんきよほうだい じょうだい こう だい こう
・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの
きてい めんきよじょうとりあ しょぶん う 3ねん けいか
規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない
もの
者

3 とうろくてつづ およ うけつけ
登録手続き及び受付

とうろく ねんかん つう ずいじう つ しょうてい しょう しゃ
登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者
じんざいとうろくもうしこみしょ ひつようじこう きにゆう かんけいきょういく
人材登録申込書」に必要事項を記入し、関係教育
じむしょ じさん ゆうそう
事務所へ、持参または郵送してください。

4 とうろく ゆうこうきかん
登録の有効期間

ゆうこうきかん とうろく きぼう ねんどかぎ ねんいなし ねんど
有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を
こ にんよう きぼう ばあい さいどとうろく
越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 せんこう ほうほう
選考の方法

がいとう しょくしゅ けついでん しょうじたとき がいとうたんとうしゃ
該当の職種に欠員が生じた時に、該当担当者からご
ほんにん ちよくせつれんらく めんせつ せんこう おこな
本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。
めんせつ さい しょうがいしゃてちょうとう かくにん
面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 にんようよていこう
任用予定校

しちょうりつ しょう ちゅう とくべつしえんがっこう ていじせいこうこう
市町立の小・中・特別支援学校・定時制高校

7 にんよう じき
任用の時期

にんよう けついでん しょう じてん ねんかん つう ずいじおこな
任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

さんこう にんよう おお じき がつとうしょ たと ねん がつ
※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月

にんよう きぼう かた へいせい ねん がつげじゅん
から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、
とうろくもうしこみしょ ていしゅつ
登録申込書を提出してください。

8 任用期間

げんそく ねんいない にんようばしょ じょうきょう おう にんようきかん
原則として1年以内。任用場所の状況に応じ任用期間は
こと
異なります。

9 勤務条件

きゅうりょう など しょくしゅ せいき しょくいん ひじょうきん
給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤
しょくたくいん じゅん けいれき おう きゅうりょうげつがく けつてい
嘱託員に準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)

じょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて ふようてあて じゅうきよ
常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居
てあてなどしよてあて しきゅう
手当等諸手当が支給されます。

ひじょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて しきゅう
非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

こうしとう
講師等

りんじこうし
臨時講師

○ ほうしゅうげつがく
報酬月額

きょういくしょく
〈教育職〉

・ だいがくそつ 204,776 円 (1 級 2 1 号 給)

・ たんだいそつ 185,016 円 (1 級 1 3 号 給)

※ じょうきいがい しよてあて しきゅう
上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし 非常勤講師

○ ほうしゅうげつがく 報酬月額

1 しゅうかん 週 間のあたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。

しゅうかん 1 週 間のあたりの勤務時間	ほうしゅうがく えん 報酬額 (円)
2 9 時間	2 4 2, 5 0 0
2 3 時間 1 5 分	1 9 4, 0 0 0
1 5 時間 3 0 分	1 2 9, 5 0 0
1 1 時間 4 0 分	9 7, 0 0 0

なお、つきのとちゅうでにんようされた場合、離職した場合又は死亡した場合にはひわによりけいさん計算した額となります。

また、ねんじきゅうかおよとくべつきゅうかゆうきゅうかぎ
また、年次休暇及び特別休暇（有給のものに限る）
いがいじゅうきんむじかんちゅうきんむばあい
以外の事由により、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、
その勤務しない時間1時間について、勤務時間1時間当たりの
ほうしゅうがくげんがくほうしゅうしきゅう
報酬額を減額して報酬を支給します。

$$1 \text{ 時間当たりの報酬額} = \frac{\text{ほうしゅうげつがく} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間当たりの勤務時間}} \quad (\text{1円未満端数切り上げ})$$

※ じょうきいがいつうきんてあてしきゅう
上記以外に通勤手当が支給されます。

りんじじむしょくいん 臨時事務職員

○ ほうしゅうげつがく 報酬月額

ぎょうせいしょく
(行政職)

- ・ だいがくそつ 168,600円 (2級 21号給)
大学卒
- ・ たんだいそつ 156,800円 (2級 13号給)
短大卒
- ・ こうこうそつ 147,100円 (2級 5号給)
高校卒

※ じょうきいがい しょうてあて しきゅう
上記以外に諸手当が支給されます。

※ きゅうりょうげつがく にんようまえ しょくれき かさん ばあい
給料月額は、任用前の職歴により加算される場合があります。

※ ひじょうきん にんようけいたい さい
非常勤は任用形態により差異があります。

10 とうろくもうしこみしょ はいふばしょ 登録申込書の配布場所

かんけいきょういくじむしょ そうむか
関係教育事務所の総務課

とうろくもうしこみしょ ゆうそう と よ ばあい へんしんよう
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として

ちょう ごうふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ
長 3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、

かんけいきょういくじむしょ そうふ さい しょう しゃ
関係教育事務所あて送付してください。その際、「障がい者

じんざいとうろくもうしこみしょ きぼう しゅが
人材登録申込書」希望と朱書きしてください。

※ きょうしょくいんか
教職員課のホームページからダウンロードができます。

りょうめんいんさつ しょう
(両面印刷をして使用してください)

とうろくもうしこみしよ ていしゅつさきおよ と あ さき
登録申込書の提出先及び問い合わせ先

かくきょういくじむしよ
各 教 育 事 務 所

- はんしんきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう
阪 神 教 育 事 務 所 総 務 課 教 職 員 担 当

しよざいち ひょうごけんにしのみやしはぜつかちょう
〈所在地〉〒662-0854 兵 庫 県 西 宮 市 櫛 塚 町 2-28

ひょうごけんにしのみやちょうしゃ かい
兵 庫 県 西 宮 庁 舎 3 階

でん わ
〈電 話〉0798-39-6154

- はりまひがしきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう
播 磨 東 教 育 事 務 所 総 務 課 教 職 員 担 当

しよざいち ひょうごけん かこがわし かこがわちょう じけまちてん
〈所在地〉〒675-8566 兵 庫 県 加 古 川 市 加 古 川 町 寺 家 町 天

じんき かこがわそうごうちょうしゃ かい
神 木 97-1 加 古 川 総 合 庁 舎 9 階

でん わ
〈電 話〉079-421-9413

- はりまにしきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう
播 磨 西 教 育 事 務 所 総 務 課 教 職 員 担 当

しよざいち ひめじしひがしのぶすえさんちょうめ ばんち
〈所在地〉〒670-0965 姫 路 市 東 延 末 三 丁 目 12 番 地

ひめじしらさぎ かい
姫 路 白 鷺 ビル 8 階

でん わ
〈電 話〉079-281-9123

- たじまきょういくじむしよ そうむか
但 馬 教 育 事 務 所 総 務 課

しよざいち ひょうごけん とよおかしさいわいちょう
〈所在地〉〒668-0025 兵 庫 県 豊 岡 市 幸 町 7-11

でん わ
〈電 話〉0796-26-3773

- たんばきょういくじむしょ そうむか
丹波教 育 事 務 所 総 務 課

しょざいち ひょうごけんささやましぐんげ
〈所在地〉〒669-2341 兵 庫 県 篠 山 市 郡 家 451-2

でん わ
〈電 話〉079-552-7484

- あわじきょういくじむしょ そうむか
淡路教 育 事 務 所 総 務 課

しょざいち ひょうごけんすもとししおや ちょうめ ばん ごう
〈所在地〉〒656-0021 兵 庫 県 洲 本 市 塩 屋 2 丁 目 4 番 5 号

ひょうごけんすもとそうごうちょうしゃ かい
兵 庫 県 洲 本 総 合 庁 舎 (3 階)

でん わ
〈電 話〉0799-26-3203

12 その他

- とうろくないよう へんこう しょう ばあい かんけいきょういくじむしょ
登 録 内 容 に 変 更 が 生 じ た 場 合 は、 関 係 教 育 事 務 所 に
れんらく
連 絡 して くだ さい。

- にんよう かぎ とうろく にんよう ばあい
任 用 に は 限 り が あ り ま す の で、 登 録 し て も 任 用 で き な い 場 合 が
あ り ま す。

- とうろく かた にんよう き しだい さっきゅう
登 録 さ れ た 方 は、 任 用 が 決 ま り 次 第、 早 急 に FAX ま た は ハ ガ キ
にんようじょうきょう ほうこく
で 任 用 状 況 を 報 告 し て くだ さい。

べっし
(別紙)

ひょうごけんし ちょうりつしょう ちゅう とくべつしえんがっこう ていじせいこうこう
兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校

しょう しゃじんざいとうろく にんようほうこく
障がい者人材登録 任用報告

きょういくじむしょ そうむか いき
〇〇 教 育 事 務 所 総 務 課 行

きぼうしよくしゅ
希望 職 種

な まえ
名 前

TEL () —

かき にんよう けつてい ほうこく
下記のとおりに任用が決定しましたので報告します。

にん 任 よう 用 じょう 状 きょう 況	がっ こう めい 学 校 名	にんようきかん 任用期間	しよくしゅ 職 種	にんようけいたい 任用形態	きんむじかん 勤務時間 (ひじょうきん 非常勤)
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じょうきん ひじょうきん 常 勤 ・ 非常 勤	
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じょうきん ひじょうきん 常 勤 ・ 非常 勤	